

<h1>広報 つつじ野</h1>	<p>(昭和56年5月1日、創刊) つつじ野団地管理組合 Tel. 2953-7876 Fax. 2952-1499 令和4年1月10日 第898号</p>
<p>＝マンションみらいネット登録全国第1号管理組合＝ 当管理組合は組合員全員による自主管理で運営しています</p>	
<p>「お互いさま」の心と「支えあい」で日本一の団地を作ろう！</p>	
<p>①新年のご挨拶 理事長 坂本條樹 ②令和3年度下半期事業計画スケジュールのお知らせ ③救命入門コース講習会開催について <添付物> 第4回組合員意識調査アンケート</p>	



新年のご挨拶 **理事長 坂本條樹**

新しい年を迎えました。つつじ野団地は1981年の入居開始から数えて40年が経過し、半世紀を経るまでの新たな10年を迎えています。昨年は団地内9か所に子供用遊具と多世代向け健康遊具を設置いたしました。1街区の旧バスケット公園には比較的規模の大きな子供用遊具を設置し多くの子供たちの歓声が響いています。また、全街区の健康遊具を周遊すると、およそ2km歩くことになり、新型コロナウイルス感染症予防のため外出を控え運動不足ぎみになっている皆様にも健康の維持増進のために活用いただけるとありがたいです。

新たな10年における課題として住民の高齢化への対応と団地の持続可能性を高めることがあります。この広報でも昨年末3回にわたり、つつじ野団地の現状と近い将来の課題について、記事としてお届けいたしました。今回、第4回目となる「組合員意識調査（アンケート）」の実施をいたします。本号にアンケート用紙と提出用封筒を折り込み、配付いたしました。今後の管理組合運営に関する重要な資料となります。質問項目にご記入の上、添付の封筒に入れ1月22日（土）までに、各班の班長へご提出いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種を多くの方が済まされたと存じますが、今後ともマスクの着用・3密の回避・手洗い・消毒など、基本的な感染予防を徹底し、対策を行っていただくこともあわせてお願い申し上げます。

管理組合では、「令和3年度の重点課題について」以下の通り取り組みを進めておりますので報告いたします。

- (1) 遊具等新設工事の実施
 団地内9か所に遊具等を設置しました。設置にあたって、遊具等新設にかかるコンサル

タント業務を柵改修設計に委託し、遊具新設の実績や製品保証の質、保証及びメンテナンスへの対応等を観点に2業者（遊具メーカー）に見積依頼を行いました。見積書の比較及び評価をもとに長期修繕委員会において審査を行い、見積金額の低い業者を選定しました。

選定業者： タカオ(株) 東京都港区芝浦3-14-6
 見積金額： 21,461,000円(税込)
 遊具等は、11月24日に完成検査が終わり、翌日より使用を開始いたしました。

- 1街区：ぶらさがり（1基）、ローボード（1基）、わんぱくキッズ（旧バスケット公園に1基・ベンチ1基）
- 2街区：ツイスター（1基）
- 3街区：ベンチ（2基）
- 4街区：すべり台（1基）、ストレッチベンチ（2基）、シーソー（1基）、ツイスター（1基）

- (2) 団地40周年記念事業についての企画・検討
 ・第4回組合員意識調査（アンケート）の実施についての検討
 7月10日（土）第1回理事研修会において、「つつじ野団地の未来を考える住民アンケート（仮称）」実施について検討を開始しました。その後、検討チーム会議を開催し、アンケート実施スケジュール及び質問項目の検討を進めました。今回、「第4回組合員意識調査（アンケート）」として全戸に配付いたしました。

- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する取り組み
 令和3年4月20日（火）から埼玉県内の20市町において、「まん延防止等重点措置」等に基づく協力要請が行われました。狭山市は対象地域ではないものの当団地でも感染対策を継続していました。8月2日（月）からの新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令に伴い、感染症拡大防止のため緊急事態宣言への対応を行いました。

また、10月1日からの国・県の緊急事態宣言の解除を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する取り組みについて、一部制限を緩和し防止対策を続けることとしました。

- (4) 管理規約及び経理事務細則の一部変更の検討（第42回通常総会提案予定）
 - ① 専有部分の用途に『寄宿舍・独身寮等』の用途制限を新設することや、給排水管改修工事関連規定の有効期限経過による条文廃止等を進めました。
 - ② 武蔵野銀行狭山西支店の丸広百貨店入間店1階に移転に伴う経理事務細則の変更について検討を進めました。
- (5) 高層棟（4街区16・17号棟）階段室と住戸玄関ドア間の非常照明（72個所）のLED化工事を行いました。管の交換が容易で器材が安価な直管タイプとしました。
 請負業者：パナソニック電材ソリューションズ(株)（東京都墨田区大平1-26-1）
 金額：2,860,000円
- (6) 舗道等の補修工事及び歩道タイルの防滑工事
 - ① 2・4街区の歩道等の補修工事を実施しました。
 - ② 4街区歩道レンガタイル及びエレベータホール防滑工事を1月に実施しますのでご協力をお願いします。

今後とも理事会役員及び各委員会委員一同、一丸となり課題に取り組んで参りますので、組合員の皆様のご協力を切にお願いして新年のご挨拶と致します。

令和3年度下半期事業計画スケジュールのお知らせ

令和4年1月から次期通常総会までの主な事業計画スケジュールをお知らせします。

●主な行事

- 1月 9日(日) 新年のつどい⇒中止
- 3月 6日(日) 駐車場抽選・選定
- 5月22日(日) 第42回通常総会(10:00～ 実施場所未定)

●次期役員等の選出

次期役員等選出のための会議スケジュールを組んでいます。

次年度役員立候補受付：～ 令和4年1月31日(月)まで

- 1月 9日(日) 次期班長選出届提出期限(次期班長、副班長、第三候補者の選出)
- 1月30日(日) 第1回次期班長会(次期地区委員の選出等)
- 2月13日(日) 第1回次期地区委員会(次期理事候補者の選出等)
- 3月12日(土) 第1回次期理事候補者会議(次期理事会の体制等)

●次期通常総会議案関係

総会に提案する通常総会提案議案については、今後広報で順次説明を行います。

- 4月 2日(土) 第22回理事会(総会議案書の最終確認)
- 4月17日(日) 令和3年度監事監査
- 5月 1日(日) 第42回総会議案書配付(予定)

●次期役員等へのスムーズな業務引継ぎ

次期役員、次期地区委員、次期班長に業務、活動内容を事前に説明することで、速やかに活動できる体制作りを行います。

- 4月 9日(土) 第2回次期理事候補者会議(総会議案の最終確認等)
- 4月16日(土) 第2回次期地区委員会(地区委員の役割・活動内容、次期体制等)
- 4月17日(日) 次期地区委員会正副委員長会議(現・次期による業務引継ぎ等)
- 5月 7日(土) 地区委員活動デモンストラーション
- 5月21日(土) 現・次期役員等合同会議

救命入門コース講習会開催について

つつじ野自主防災会主催による「救命入門コース講習会」が次のとおり開催されます。AEDを使用した心肺蘇生方法の実習などを行いますので、この機会に是非ご参加ください。

- 1 日時： 令和4年2月5日(土) 9:30～10:30 予定
- 2 会場： つつじ野団地第三集会所

理事会の議題

●第16回理事会(1/8)：次年度事業計画案/第1回次期班長会資料/令和4年度使用駐車場抽選選定実施要領・役割分担案 他

理事会の予定議題

●第17回理事会(1/22)：12月分会計報告/令和4年度事業計画案/令和4年度予算案/第1回次期地区委員会資料 他

月	日付	会議・行事	日付	ゴミの収集 (火、金はもやすゴミ)
1月	16日(日)	第5回自主防災会幹事会	12日(水)	ペットボトル
		第9回法務・企画委員会	13日(木)	プラスチック
		第11回長期修繕委員会	17日(月)	古紙・古布
	22日(土)	第17回理事会	20日(木)	プラスチック
	23日(日)	第9回緑の委員会	24日(月)	びん・缶・乾電池

1月の古紙回収は、第3週木曜日 正午までに、指定の場所に出してください

今月の回収日は1月20日(木)です。(新聞・雑誌のみ)

5階建・8階建にお住まいの方は、1階の階段の下

2階建・3階建にお住まいの方は、門の外へお出してください。

“ささえ愛つつじ野”からのお知らせ お問合せ・お申込 090-4360-1233

緊急事態宣言解除に伴い10月1日(金)から生活支援活動は開始しています。
 また、サロン活動も10月から再開しています。
 絵手紙教室：第2・第4火曜日10時から
 手芸カフェ：毎週(金曜日)13時30分から
 編物カフェ：当面の間休会いたします。
 うたごえサロン及び健康体操教室・脳トレ麻雀は引き続き休会中です。

車両駐車について
 車で来訪される方には、事前に当団地内には駐車場が少ない旨を伝えてください。止むを得ず車で来訪された場合には、早めに管理事務所まで手続きのうえ、指定された来客用駐車場(駐車位置)に駐車してください。工事車両等、機材搬入の場合には、工事住宅の号棟・住宅番号をフロント部分に明示してください。搬入後は、速やかに管理事務所の指定した来客用駐車場に駐車してください。
 車両進入防止杭について
 工事車両等が機材搬入のため、止むを得ず車両進入防止杭を取り外す場合があります。ケースがあり、他の車両が頻りに進入する原因に繋がります。必ず機材搬入後に、車両進入防止杭を元の状態に戻すよう運転者に伝えてください。
 介護サービス等の介護車両で止むを得ず一時的に駐車をする場合には、必ずハザードランプを点灯させるか管理事務所へ指定した来客用駐車場に駐車させてください。2街区、3街区来訪の介護サービス車両は、広瀬公民館の第2駐車場に駐車させていただきます。詳細は管理組合窓口にお尋ねください。

生活防災 佐藤

〔編集後記〕

当団地では、専有部分を民泊、シェアハウス、ウィークリーマンション等の用途に供することは規約で禁止されています。

規約を遵守し皆で住み良い団地を目指しましょう。